

徳島県情報公開審査会答申第105号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成22年1月12日、異議申立人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「 工区に係る圃場整備工事（契約・保証金・償還返済金書類）図面を含む関連書類（南部総合阿南 農林）」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成22年1月26日、実施機関は、本件請求に係る公文書が不存在であることを理由に、公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

平成22年1月29日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

平成22年2月23日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該異議申立てにつき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分は、あきらかに違法であり速やかな公開を求める、というものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人から提出された異議申立書、意見書及び陳述書を要約すると、異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

(1) 公開請求の時に、 工区に係る圃場整備工事の成果書図面を見て特定し、一部コピーを貰い確認し、その後情報公開請求したものであり、それが不存在は有り得ない。

- (2) 契約・覚書書・協議・工事書類がないのは納得できない。報告書類等が必ずあるはずである。
- (3) 工区に係る圃場整備工事に係る書類に関して、契約・保証書・償還返済金書類・図面を含む書類を保有していないとして公開拒否したが、公図図面等の成果書で地権者及び申立人に説明一部コピーしたものである。
- (4) 審査会として、徹底した情報開示と法令遵守を切に願う。
- (5) 県職員の不正と情報隠し隠ぺい工作を阻む意味でも、職務怠慢職員の追放と排除及び罰則・懲戒免職等を要請する。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書及び当審査会での口頭による理由説明を要約すると、本件処分の理由については次のとおりである。

- 1 工区に係る圃場整備工事として、「H10県ば 工事(補正)」、「H10県ば 2工事(補正)」、「H11県ば 3工事」、「H11県ば 4工事(県債)」及び「H11県ば 補完工事(補正)」の5工事を特定し、当該5工事に関する「契約書及び添付の図面等」を本件請求に係る文書と判断した。
当該5工事については、平成11年3月25日に地区着工し、平成13年3月23日に地区完成したことから、当該5件に関する「契約書及び添付の図面等」については、保存年限5年を経過しており、事務所内に不存在であるとも確認した。
- 2 異議申立人が「公開請求の時に、工区に係る圃場整備工事の成果書図面を見て特定し、一部コピーを貰い確認した」と主張している図面は、「確定測量図(登記分)と管路図(管理用図面)」であり、「工区に係る圃場整備工事(契約・保証金・償還返済金書類)図面を含む関連書類」ではない。
- 3 以上により、本件請求対象公文書を保有していないため、条例第7条第2号に該当するものと判断し、本件処分を行った。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件対象公文書について

当審査会から、実施機関に対し、本件対象公文書として考えられるものについて、その確認を行ったところ、次の説明があった。

(1) 本件請求に係る文書とした実施機関の説明

- ア 工事請負契約書
- イ 保証証書(前払金保証)
- ウ 工事請負契約書及び工事施行伺に添付している図面
- エ 工事工程表、施工体制台帳写し等契約時の提出書類
- オ 土地改良区から への借入金償還表

当審査会としては、実施機関が、上記文書を、本件請求に係る文書と説明したことにつき、特段不自然・不合理な点はないものとする。

(2) 上記「(1)」文書に加え、異議申立人が本件対象公文書と主張する図面等に対する実施機関の説明

ア 確定測量図

ほ場整備事業では、従前地と換地後の土地の形状ががらりと変わるため、工事後に確定測量を行い、換地計画書を作成して、法務局へ送付し、法務局では当該計画書を元に登記簿及び公図を書き換えることとなる。

確定測量図は、換地後の土地の形状を測量した図面であり、当該確定測量図は既に異議申立人に渡している。

イ 管路図

管路図については、パイプライン化された用水路を土地改良区が維持管理するため、どこに管が埋設されているか判るように平面図に管のルートに記載した図面であり、破管等の水のトラブル時に早急にパイプラインの位置の特定を行い補修する場合等に必要となる。

(3) 以上を踏まえ、上記「(1)」及び「(2)」文書について、その検証を行っていくこととする。

2 本件対象公文書の保有について

(1) 上記「1(1)ア～エ」

上記「1(1)ア～エ」については、契約を行った本庁農林水産部耕地課（当時）において作成・取得され、その後、平成17年度に南部総合県民局に移管されたものである。

(2) 上記「1(1)オ」

上記「1(1)オ」については、から土地改良区に渡される書類であり、一般的には、県が保有することはないものである。

(3) 上記「1(2)ア」及び「同イ」

上記「1(2)ア」については、工区に係る圃場整備工事は平成13年頃にほぼ完成したが、登記については平成17年度までかかり、通常5年は保存するため、本件請求時点で、県が保有するものである。

また、上記「1(2)イ」については、地区全工区完了時(平成18年度)に作成され、通常5年は保存するため、本件請求時点で、県が保有するものである。

実施機関は、上記「1(2)ア」及び「同イ」について、登記用図面及び管理用図面は完成後の図面であり、契約関係書類でないことから、本件請求に係る「工

区に係る圃場整備工事関係書類」でない旨，説明するものの，請求内容からは，本件対象公文書でないとは言い難いものと考えられる。

3 本件処分の妥当性について

(1) 上記「1(1)ア～エ」

工区に係る圃場整備工事は，平成11年3月25日に地区着工し，平成13年3月23日に地区完成したことから，本件請求時点においては，一般的には，公文書管理規則に基づき，実施機関が定めた保存期間を満了している書類となるものである。

また，実施機関は，本件事案に係る書類について，書架・倉庫を探索したがないと説明する。

この点につき，当審査会としては，実施機関の説明に格別不自然・不合理な点があるとは認められないことから，本件処分は妥当であると判断する。

なお，公文書の廃棄の決裁がとられていたかどうか確認できない点については，文書管理について，より適正に行われることが望まれるものである。

(2) 上記「1(1)オ」

上記「1(1)オ」については， から土地改良区に渡される書類であることから，県が保有することはないという実施機関の説明には，格別不自然・不合理な点はないものと判断できる。

(3) 上記「1(2)ア」及び「同イ」

実施機関の口頭理由説明によると，本件請求に先立ち，異議申立人に閲覧させ，異議申立人の望む一部のコピーは既に提供済であることから，本件対象公文書から除外した旨，説明する。

この点について，実施機関では，「県民が県政に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう情報の提供に関する施策の拡充に努めるものとする。」という条例第29条により，公開請求を待たずして積極的に情報提供したものと考え，その情報について再度，公開請求により求められることは有り得ないとし，本件対象公文書から除外したものであり，不自然・不合理な点はないと判断できる。

なお，請求から公開決定までの時点において，実施機関と請求者との間で，十分，請求内容の確認が行われるべきであったと考えられる。

4 異議申立人のその他の主張について

その他，異議申立人は，「県職員の不正と情報隠し隠ぺい工作を阻む意味でも，職務怠慢職員の追放と排除及び罰則・懲戒免職等を要請する。」旨等，主張するが，当審査会は，実施機関が行った公開等の決定につき，その妥当性を審議する機関であり，当該事項について判断する立場にはない。

5 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成22年 2月23日	諮問
3月23日	実施機関からの理由説明書を受理
4月 1日	異議申立人からの意見書を受理
4月23日	審議（第77回審査会）
5月21日	実施機関からの口頭理由説明，審議 （第78回審査会）
6月24日	異議申立人からの陳述書，審議 （第79回審査会）
7月29日	審議（第80回審査会）
9月 8日	審議（第81回審査会）
10月14日	審議（第82回審査会）